

平成31年度リサイクルトナーカートリッジの
購入に係る仕様書

平成31年1月
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

1. 契約件名

平成31年度リサイクルトナーカートリッジの購入

2. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日まで

3. 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」）は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「当機構」とする）からの注文に応じてリサイクルトナーカートリッジ（以下「カートリッジ」とする）を納品し、また、当機構からの依頼に応じて空になったカートリッジ（以下「空カートリッジ」とする）を回収する。

4. 発注、納品期限及び納品場所

(1) 1月あたり1回程度、財務管理部契約課が機構全体の注文数を取りまとめ発注する。

(2) 各回の納品期限は、(1)の発注時に指定する日とする。

(3) 納品場所は次のとおりとする。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6F～19F

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が指定する場所

(担当者の来訪もしくは宅配便の利用により、各部に直接納品すること)

5. 契約金額・請求について

後述の各購入カートリッジ及び回収空カートリッジ1本あたりの単価契約とする。1ヶ月ごとの購入及び回収数を取りまとめ、合計額を請求すること。

なお、請求の際に1円未満の端数は切捨てとする。

6. 購入するカートリッジの規格及び予定購入数量

①リコー IP Si0 SP トナーカートリッジ 6100H (326本)

(対応プリンタ：IP Si0 SP6330)

②リコー IP Si0 SP トナーカートリッジ 2100H (18本)

(対応プリンタ：IP Si0 SP2100L)

③キヤノン トナーカートリッジ505 (6本)

(対応プリンタ：・Satera MF7110 ・Satera MF7210 ・Satera MF7140

・Satera MF7240 ・Satera MF7140N ・Satera MF7140ND

・Satera MF7330 ・Satera MF7350 ・Satera MF7350N ・Satera MF7450

・Satera MF7450N)

※ なお上記予定数量はあくまで概算値であり、この数の注文を保証するものではない。

7. 納入物品の仕様

グリーン購入法の基準に適合していること。もしくは、それと同等に扱えることができる物であること。

8. 空カートリッジの回収について

(1) 回収の概要

- ・回収は1月あたり1～3回程度、4.(3)の納品場所にある回収担当部署(各回1ヶ所)からの依頼に応じて行う。
- ・担当者の来訪もしくは宅配便の利用により、回収担当部署から直接回収すること。
- ・回収の手続は簡易なものとし、必要な資材(宅配便を利用する場合は伝票を含む)は全て受託者側で提供すること。
- ・納品に利用した資材を用いた回収も認めるが、不足した場合は適宜提供すること。
- ・回収に要する費用は全て受託者の負担とし、見積金額に含めること。宅配便を利用する場合は、受託者を受取人とする着払伝票を利用すること。

(2) 回収の対象

- ・回収の対象は契約期間内に回収依頼のあった空カートリッジとする。
- ・契約期間より前に当機構と契約した他者が納品したカートリッジから発生した空カートリッジも回収すること。
- ・契約期間終了後は受託者が納品したカートリッジから発生した空カートリッジであっても回収対象としない。

(3) 予定回収依頼数

350本

※ なお上記予定数量はあくまで概算値であり、この数の依頼を保証するものではない。

9. 納品及び回収方法

(1) 担当者が来訪する場合

- ・納品及び回収にあたっては、当機構及び建物管理者の指示に従うこと。また、必要十分な注意を払い、手押し車(台車)等で納品すること。(パレットでの納品及び回収は禁止とする)
- ・納品及び回収時間については、当機構の指定する時間とする。
- ・納品及び回収にあたってエレベーターを使用する際は、荷物用エレベーターを使用すること。
- ・新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。

①大型自動車が出搬入する場合

新霞が関ビル1階(高速側(六本木通り側))の大型車駐車スペース

に止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるので、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等をFAXすること。

②それ以外の自動車で納品する場合

車の高さの制限 2. 5mを超えない高さの自動車に限る。

駐車料金 30分単位で300円ずつ加算。

荷下ろし 地下1階駐車場の開いたスペースに車を止め、荷下ろし。

(2) 宅配便を使用する場合

- ・利用する配送業者に上記(1)を遵守させること。

10. その他

- ・納品後、瑕疵を発見した際には、直ちに良品と交換すること。
- ・納品物の数量および規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。

11. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 財務管理部契約課 内田 智子

電話：03-3506-9248

FAX：03-3506-9417

E-mail：uchida-tomoko@pmda.go.jp